

2016 June

6

No.796

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 多布施川

今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 7月11日までに算定基礎届の提出をお願いします 2
- ・ 国民年金の加入もれはありませんか? 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 特定保健指導のご案内 4~5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 平成28年6・7月 社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 社会保険・雇用保険関係の記号番号 7

- ・ 年金相談窓口開設等のご案内 8
- ・ 賞与支払届の提出をお願いします 8

職場内で回覧しましょう

事業主の
皆様へ

7月11日までに算定基礎届の 提出をお願いします。

※届出用紙(FD等)は6月初旬より順次、事業所あてに送付されます。

- ◆「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくこととなります。)
- ◆「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができまませんので、提出期日までに必ずご提出をお願いします。
- ◆平成28年5月31日以前から被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。(6月初旬にお送りしております「算定基礎届」は5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、平成28年5月31日以前から被保険者である方で送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)
- ◆「総括表」及び「総括表 附表」のご提出をお願いします。(現在、被保険者が「0人」の場合でもご提出ください。)

社会保険・労働保険事務説明会を開催します。

開催日時等については本誌5月号に掲載しておりますのでご参照ください。

定時決定における保険者(特例的な)算定の基準

定時決定において、保険者算定(被保険者の勤務日数や報酬等を勘案し、年金事務所において標準報酬月額の決定を行うこと)ができる場合についての、具体的な基準は、次のとおりです。

- ① 4、5、6月の3ヶ月間において、3月分以前の給料の遅配を受け、又は、さかのぼった昇給によって数ヶ月分の差額を一括して受けるなど、通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ② 4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③ 4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合
- ④ 「当年の4、5、6月の3ヶ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合(いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。)

※上記④の届出方法について

算定基礎届の備考欄に『年間平均』と記載いただき、次の書類(定められた様式があります)を添付してください。

- ・年間報酬の平均で算定することの申立書(様式1)
- ・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(様式2)

- ⑤ 給与計算期間の途中(途中入社月)で資格取得したことにより、4月、5月、6月のいずれかに1か月の報酬が受けられなくなった月がある場合

ご不明な点等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者についても同様です。
- 再就職された場合であっても、未加入の期間がある場合は、加入手続きが必要です。

国民年金第3号被保険者関係の届出について

- 第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したときも届出が必要です。

具体的には、以下のような場合に届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ● 配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ● 配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ● <u>配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき</u> 	第3号→第1号	住所地の市区町村
<ul style="list-style-type: none"> ● 本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき 	第3号→第2号	勤務先
<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(例えば厚生年金から共済組合) 	第3号→第3号 (種別は変わりませんが届出は必要です)	第2号被保険者の勤務先

【被保険者種別の説明】

第1号被保険者

農林漁業や自営業などの人とその配偶者および学生



第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している人
(原則65歳未満の人)



第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者



保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

退職後、納付が困難な場合は、別途申請(失業による特例申請)をいただくことにより全額免除または減額を受けられる可能性があります。

※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。

年金機能強化法が施行されたことにより、2年前まで遡って免除制度をご利用いただくことができます。

国民年金の加入手続・申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。

お問い合わせ先

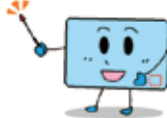
- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121

健診後の健康サポート▶特定保健指導のご案内

協会けんぽでは、健診後、メタボリックシンドロームのリスクが高い加入者(40歳～74歳)の方へ、「特定保健指導」のご案内をお送りしています。健診結果をもとに保健師や管理栄養士が生活習慣改善のためのお手伝いをします。ご案内が届きましたらぜひご利用ください。

保健指導のポイント!

- 1 保健指導は**無料**です!
- 2 国家資格を持った保健師・管理栄養士が指導します!
- 3 個人のライフスタイル・仕事に合わせた指導です!



特定保健指導とは

協会けんぽの特定保健指導は、メタボリックシンドロームのリスクの程度に応じて、「積極的支援」と「動機付け支援」の2つの指導方法があります。

※ただし、「積極的支援」であっても、65歳以上の方は「動機付け支援」の対象となります。

また、高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療で服薬中の方については、特定保健指導の対象とはなりません。

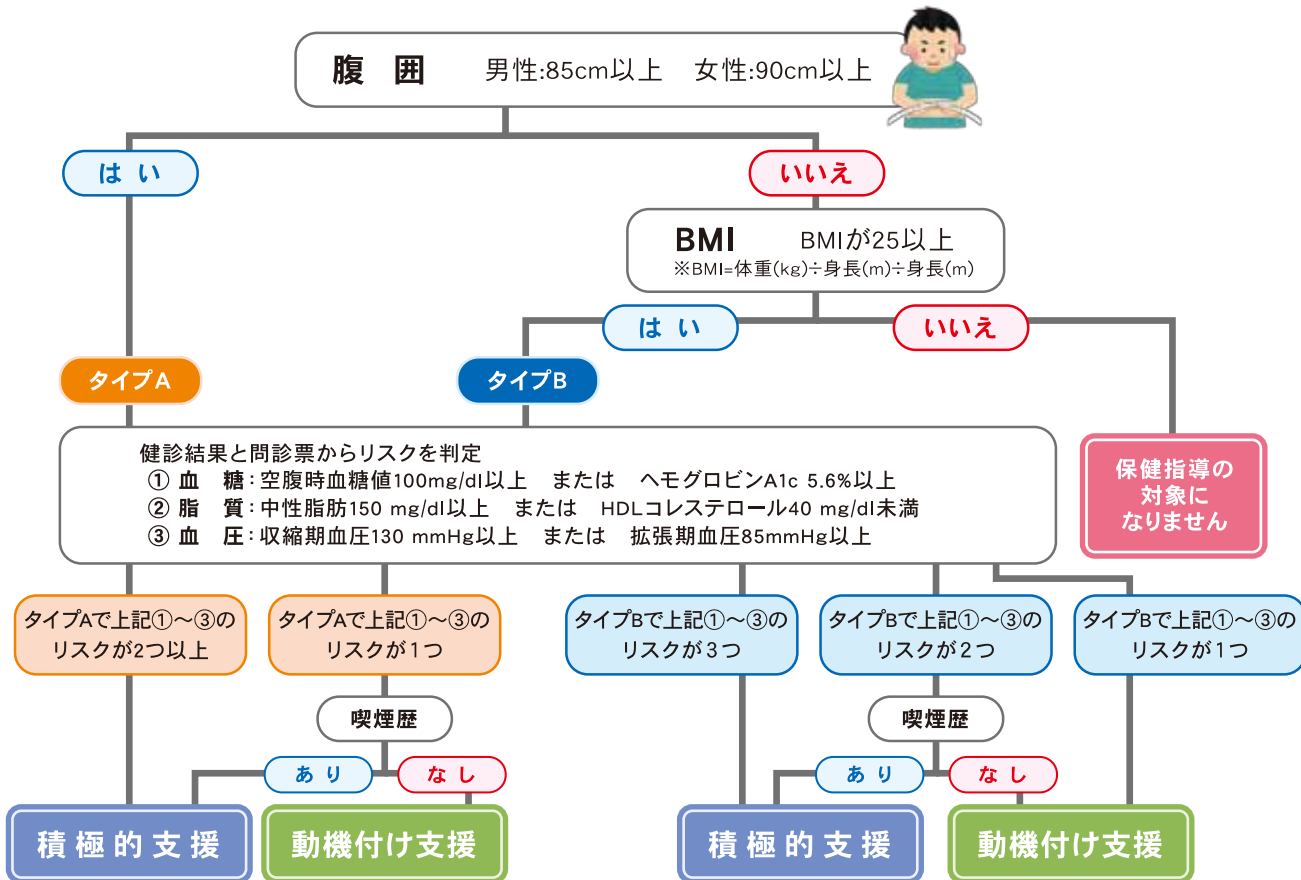
積極的支援

生活習慣を振り返り、ライフスタイルにあった目標を設定し、実行を続けられるよう3～6ヶ月間継続してサポートします。

動機付け支援

生活習慣を振り返り、ライフスタイルにあった目標を設定し、6ヶ月後に改善状況を伺います。

次のチャートでどのタイプに当てはまるか確認ができます。ご自身の健診結果と見比べてみましょう!



特定保健指導の効果

右の図は、平成20年度に特定保健指導(積極的支援)を受けた方の、腹囲・体重について、平成20年度の平均値をベースラインとして各年度との差を表したものです。

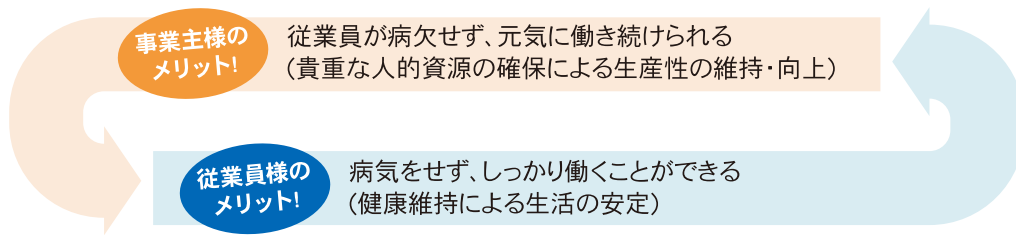
どちらの検査値においても、特定保健指導実施後、3年間の検査値の改善効果が継続しています。そのほか、BMIやヘモグロビンA1c、収縮期血圧、中性脂肪についても、特定保健指導を受けた方が改善幅が大きいという結果が出ています。

【腹囲】	男性	女性
平成21年度	-2.34 cm	-2.98 cm
平成22年度	-1.92 cm	-2.80 cm
平成23年度	-1.48 cm	-2.66 cm

【体重】	男性	女性
平成21年度	-1.98kg	-2.25kg
平成22年度	-1.53kg	-1.83kg
平成23年度	-1.25kg	-1.65kg

※ 特定健診・保健指導の医療費適正化等の検証のためのワーキンググループの平成26年度最終取りまとめ案より抜粋

従業員の皆様の健康は、快適な職場づくり、さらには事業の生産性のアップに欠かせません。「特定保健指導」の案内が届きましたら、この機会にぜひご利用ください。



協会けんぽ佐賀支部のメールマガジンにご登録をお願いします!

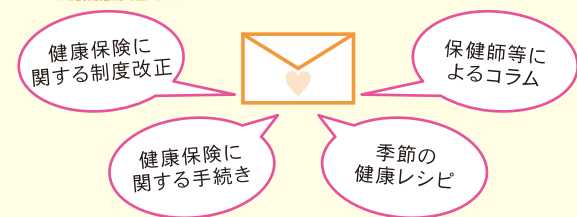
登録無料

佐賀支部では、毎月1回健康保険に関する様々な情報や健康お役立ち情報をお届けしています。広報誌やホームページとは異なる独自の内容を掲載していますので、ぜひご登録ください!

📧 お得なメールマガジン!

- ☆ 毎月1回、ご登録いただいた方に健康お役立ち情報などをお届けします。
- ☆ 登録は無料です。
- ☆ 保険料率の改定など最新の情報は臨時号としてお届けしますので、いち早く知ることができます。

📧 お届けする情報



📧 メールマガジンのご登録

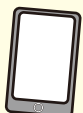
パソコン、スマートフォンどちらからでもご登録可能です!



パソコンからのご登録

協会けんぽ佐賀支部メルマガ

検索



スマートフォンからのご登録



二次元コードを読み取り、登録画面より登録

※現在、メールマガジンは配信サービスを一時休止しています。復旧次第ご連絡いたします。ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



平成
28
年度

社会保険事務講習会のご案内

『法改正関係 パート労働者の適用』

10月から実施される予定の適用拡大のを中心に、マイナンバー対応の基礎知識についても学びます。

『働く人の健康づくり講座』

佐賀産業保健総合支援センターによるストレスチェック制度の概要について、および協会けんぽ保健師による「健康診断結果の見方」や健康問題へのアドバイスについて詳しくお話しします。

地区	平成28年	会場	地区	平成28年	会場
武雄会場	6月9日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	佐賀会場	7月12日(火)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	6月13日(月)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)	鳥栖会場	7月13日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
鳥栖会場	6月14日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	武雄会場	7月14日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀会場	6月16日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	唐津会場	7月21日(木)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 佐賀産業保健総合支援センター 産業保健相談員 全国健康保険協会佐賀支部 保健師		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加料

会員事業所は無料 (但し、平成27年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

〈キリトリ線〉



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			☞おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『法改正関係 パート労働者の適用』 (武雄・唐津・鳥栖・佐賀) 会場 平成 年 月 日()	『働く人の健康づくり講座』 (佐賀・鳥栖・武雄・唐津) 会場 平成 年 月 日()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 _____ 事業所電話番号() - _____		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

ちょっと情報 🔍

社会保険・雇用保険関係の届書、申請書に記入する記号番号はどこを見れば分かるの？という疑問にお応えして、手っ取り早くわかる方法です。

社会保険関係届書に記載する事業所記号・番号

毎月送付される保険料納入告知額通知書の左側中央部分に記載されています。

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の受領しました。

事業所記号	事業所番号	年月日	年月日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども子育て支援勘定	健康勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども子育て拠出金	健康保険料
合計額		円	合計額

成人徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長 (日本年金機構 年金事務所) 印

(裏面へつづく)

健康保険給付申請書等に使用する被保険者記号・番号

健康保険被保険者証の中央上段に記載されています。

健康保険 傷病手当金 支給申請書

健康保険被保険者証 (申請者) 記入用

記入方法および添付書類等については、「健康保険 傷病手当金 支給申請書 記入の手引き」をご確認ください。
申請書は、箱番で特内に丁寧に記入ください。

被保険者証の (記号) 欄に記入する

健康保険被保険者証 (本人 (被保険者))

記号 21700023 番号 21

氏名 協会 太郎
生年月日 昭和 61年 10月 22日 性別 男
資格取得年月日 平成 20年 10月 10日

雇用保険関係届書に記載する事業所記号番号

年末に送付される「雇用保険の手続漏れはありませんか?」のお知らせハガキに記載されています。

雇用保険被保険者資格取得届

事業所記号 9999-555551-0

雇用保険の手続漏れはありませんか?のお知らせハガキ

事業所記号 9999-555551-0

平成28年7月出張相談 【予約制】

出張相談所	日 時		相談時間	予約申込先	
基 山 町 役 場	7月	12日、26日	10:00~16:00	佐賀年金事務所	0952-31-4191
多 久 市 役 所	7月	6日、20日	10:00~15:00		
伊 万 里 市 役 所	7月	1日、8日、15日、22日、29日	9:30~15:30	唐津年金事務所	0955-72-5161
鹿 島 市 民 会 館	7月	5日、19日	10:00~16:00	鹿島市役所 市民課年金係	0954-63-2117
有田町役場東庁舎	7月	13日	10:00~15:00	有田町役場 住民環境課 国民年金係	0955-46-2114

※いずれの日も12:00~13:00の時間帯は除きます。

年金事務所での年金相談

- 受付時間 平日(月曜~金曜) 8:30~17:15
- 時間延長 週初の開所日 17:15~19:00
- 週末相談 第2土曜 9:30~16:00 (予約制)

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)

- 受付時間 平日(月曜~金曜) 8:30~17:15 (予約制)
- 予約申込先 ☎0942-50-8151

年金事務所では予約による年金相談を受け付けております

予約申込先 希望される日の前日までに申込みください。

- 佐賀年金事務所 ☎ 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 ☎ 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 ☎ 0954-23-0121



賞与支払届の提出をお願いします

賞与を支給されたときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給1」に丸印をつけて提出をお願いします。

● 資格取得月・資格喪失月の取り扱い

- ・資格取得した月(資格取得日以降)に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

各種適用関係届の提出について、日本年金機構 福岡広域事務センターへの送付をお願いします

資格取得届、被扶養者(異動)届、賞与支払届、算定基礎届、月額変更届、などの適用関係の各種届書を提出される場合は、下記の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。

送付先

〒812-8579 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10-19 福岡ファッションビル2F

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用第2グループ

※年金事務所に提出された場合であっても福岡広域事務センターへ回送しますので、回送にかかる期間について処理が遅れます。



戦国時代(西暦1500年台後半)、東肥前地方の覇権を賭けて戦った龍造寺氏と神代氏を描いた物語「山内の鷲(さんないのわし)」(佐野量幸著不知火書房)を興味深く読みました。「山内」とは、現在の神崎市、佐賀市、小城市の北部山地一帯の地域ことで、山内26の豪族を束ねていた人物が神代勝利(くましろかつし)。
勝利が戦のあと即興で歌ったといわれるノーマ節「おどま山からじゃっけんノーマ、お言葉も知らぬヨウ、あとで御評判な頼みます」。
近世まで山内の宴席ではこれが出ないと場が盛り上がらないとまでいわれていたそうですが、歌を聞いたことがある人はいませんか。



社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成28年6月分保険料の納付期限は平成28年8月1日(月)です。

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377 URL: http://www.syahokyo-saga.or.jp/

〈記事提供〉日本年金機構年金事務所・全国健康保険協会 佐賀支部